

公立大学法人青森県立保健大学科学研究費助成事業経理事務取扱規程

平成 20 年 4 月 1 日

規程第 133 号

(最終改正 平成 29 年 3 月 22 日)

(目的)

第 1 条 この規程は、文部科学省、独立行政法人日本学術振興会、厚生労働省等から公立大学法人青森県立保健大学（以下「本学」という。）等に交付される科学研究費（補助金分・基金分・一部基金分）（以下「科研費」という。）の取扱いに関し必要な事項を定め、科研費の適正な管理及び業務の効率的な運営を図ることを目的とする。

(法令の遵守)

第 2 条 科研費の交付を受けて助成事業を行う研究代表者及び研究分担者（以下「研究者等」という。）は、交付決定を受けた科研費の執行に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年文部省告示第 110 号）、独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成 15 年規程第 17 号）、独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術助成基金助成金）取扱要領（平成 23 年規程第 19 号）及び日本学術振興会研究者・機関使用ルールその他法令等に定めるもののほか、この規程の定めるところによらなければならない。

(経理の委任)

第 3 条 科研費（直接経費）の交付を受けた研究者等は、その経理を理事長に委任する。

2 研究者等から委任を受けた科研費（直接経費）の経理に関する事務は、事務局総務課及び地域連携推進課が行う。

(科研費の管理)

第 4 条 事務局総務課及び地域連携推進課は、研究者等に代わり、科研費（直接経費）を管理する。

(科研費に係る諸手続き)

第 5 条 事務局地域連携推進課は、研究者等に代わり、科研費（直接経費）に係る諸手続きを行う。

(直接経費の収支管理)

第 6 条 科研費（直接経費）については、事務局地域連携推進課が収支管理を行う。

2 研究者等は、科研費（直接経費）を執行する場合、出張申請書その他の必要書類を事務局地域連携推進課に提出する。

3 科研費（直接経費）の支出決議の決裁区分については、公立大学法人青森県立保健大学会計規程（以下「会計規程」という。）第 7 条を準用する。この場合において、規定中「総務課長」

とあるのは、「地域連携推進課長」と読み替える。支出は、事務局総務課で行う。

- 4 科研費（直接経費）による物品費の執行については、会計規程その他財務に関する規程を準用する。
- 5 科研費（直接経費）による旅費の執行については、公立大学法人青森県立保健大学旅費規程その他サービスに関する規程、会計規程その他財務に関する規程を準用する。
- 6 科研費（直接経費）による人件費・謝金の費目の執行については、公立大学法人青森県立保健大学非常勤職員就業規則その他サービスに関する規程、会計規程その他財務に関する規程を準用する。
- 7 科研費（直接経費）によるその他の費目の執行については、会計規程その他財務に関する規程を準用する。

（設備、備品、図書の寄附）

- 第7条 本学は、研究者等が科研費（直接経費）により購入した設備、備品又は図書（以下「備品等」という。）について、研究者等からの寄附を受け入れる。
- 2 事務局地域連携推進課は、科研費（直接経費）により取得した備品等を直ちに本学へ帰属させる。
 - 3 備品の区分については、会計規程その他財務に関する規程を準用する。
 - 4 研究者等が他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて、当該備品等を研究者等に返還する。

（間接経費の受入等）

- 第8条 本学は、研究者等が交付を受けた間接経費について、当該研究者等から譲渡を受け入れる。間接経費に係る諸手続は、事務局地域連携推進課が行う。
- 2 間接経費の管理については、事務局総務課が行う。
 - 3 間接経費の使途については、教育研究審議会の承認を得て行うものとする。
 - 4 間接経費の執行については、会計規程その他財務に関する規程を準用する。

（事務処理相談窓口）

- 第9条 事務局地域連携推進課に、事務処理手続に関する相談窓口を設置し、効率的な研究遂行を適切に支援する。
- 2 相談窓口は、科学研究費助成事業の担当者とする。

（利子の帰属と使途）

- 第10条 研究者等は、科研費（直接経費）に関して生じた利子を、助成事業の遂行に使用し、又は本学に譲渡しなければならない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年12月14日から施行する。

(遡及適用)

2 第10条の規定は、平成19年2月19日からこの規程の施行の日の前日までに補助金（直接経費）に関して生じた利子について適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月22日から施行する。